

令和 8 年度西淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和 8 年度西淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）目的と概要

西淀川区では、地域活動協議会の形成支援をはじめ、市民による自律的な地域運営の実現に向けて、まちづくりセンター等を活用した支援を行ってきた。

しかし、少子高齢化など地域コミュニティを取り巻く環境は変化し、つながりの希薄化や地域活動の担い手不足などの課題が見られる一方、複雑・多様化した地域課題にきめ細かく対応していくことが不可欠となっており、それぞれの地域活動協議会の運営レベルや地域実情に応じた支援が必要となっている。

地域活動協議会によるまちづくりの推進は、大阪市がめざす、豊かなコミュニティの形成、活力ある地域社会の実現のために必要かつ重要な取組みであり、まちづくりセンター等が民間事業者の有する専門的なスキルやノウハウを用いた様々な手法による支援を行うことで、地域活動協議会の自律度の向上が図られるとともに、身近な地域でのつながりづくりの強化、様々な活動主体との連携・協働を促進し、より多くの住民参加による自律的な地域運営の実現を本業務の目的とする。

（2）業務内容

具体的な内容については、別紙 1「令和 8 年度西淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」を参照のこと。

（3）事業規模（契約上限額）

金 12,725,000 円（消費税及び地方消費税相当額 10% を含む）

（4）契約期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

（5）履行場所

発注者指定場所

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽があった場合や各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業完了後、発注者の検査を受けて経費額を確定した後に支払う。

(3) 契約書（案）

別紙2「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

(5) 再委託について

ア 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等。

(イ) 仕様書4業務内容（1）～（5）に記載する業務。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、ウの規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

カ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

- ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の解除を行う。
- イ 契約の締結は本委託業務にかかる令和8年度予算の発効を条件とする。予算の発効がなければ契約の締結は行わない。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次の基準の全てに該当し、発注者の参加資格審査において、その資格を認めた者は、本プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (3) 直近1か年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）、消費税及び地方消費税、固定資産税を完納していること。
- (4) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 参加申請書の提出時点において、会社再生法に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (7) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記（1）から（6）の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件を全て満たしていること。
 - ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことができる事業者とすること。
 - イ 参加申請以後における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - オ 代表者を含む全ての構成員が、単独若しくは他の共同事業体で本プロポーザルの参加申請を行うことはできない。

5 スケジュール

- ・ 公募開始 令和7年12月18日（木）
- ・ 質問の受付期限 令和8年1月7日（水）
- ・ 質問への回答 令和8年1月15日（木）
- ・ 参加申請関係書類の提出期限 令和8年1月23日（金）
- ・ 参加資格審査結果通知 令和8年1月27日（火）
- ・ 企画提案書の提出期限 令和8年2月6日（金）
- ・ プレゼンテーション審査 令和8年2月18日（水）

- ・ 選定結果通知 令和 8 年 2 月下旬
- ・ 契約締結・事業開始 令和 8 年 4 月 1 日（水）

6 応募手続き等に関する事項

（1）質問の受付・回答

ア 受付期間

令和 7 年 12 月 18 日（木）から令和 8 年 1 月 7 日（水）午後 5 時 30 分まで（必着）

イ 提出方法

「質問票（様式 1）」に質問内容等記載し、西淀川区役所地域支援課へ電子メールで送付すること。送付後は電話確認を行うこと。

件名に「【質問】新たな地域コミュニティ支援事業業務委託」と明記すること。

ウ メールアドレス tk0013@city.osaka.lg.jp

エ 質問への回答 令和 8 年 1 月 15 日（木）に西淀川区ホームページに掲載する。

（2）参加申請手続き及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

（ア）公募型プロポーザル参加申請書（様式 2）

（イ）共同事業体届出書兼委任状（様式 3）《共同事業体で申請の場合のみ提出》

（ウ）公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式 4）

（エ）使用印鑑届（様式 5）

（オ）印鑑証明書【申請時点で発行から 3 か月以内のもの：原本】

（カ）事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）

（キ）履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
【申請時点で発行から 3 か月以内のもの：写し可】

（ク）直近 1 か年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から 3 か月以内のもの：写し可】

ただし、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

（ケ）消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3（その 3 の 2、その 3 の 3 でも可））【申請時点で発行から 3 か月以内のもの：写し可】

（コ）直近 1 か年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

（サ）共同事業体協定書（写し）《共同事業体で申請する場合のみ提出》

※共同事業体の場合、（ウ）及び（カ）～（コ）は構成員となる全ての事業者について提出すること。

※（ク）及び（ケ）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※（エ）～（コ）は、令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式 2 又は様式 3 に承認番号を記載すること）。

イ 受付期間

令和 7 年 12 月 18 日（木）から令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 5 時 30 分まで（必着）

ウ 提出方法

下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか送付による提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和 8 年 1 月 27 日（火）に様式 2 に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

（3）企画提案書類の提出

ア 提出書類

（ア）公募型プロポーザル企画提案書（様式 6）

（イ）提案書

以下の項目が記載されたもの（様式は自由、A4 判（両面）20 枚までで作成すること）とし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。図等の使用も可とする。

ただし、表紙や目次は、制限枚数に含まない。

・各事業における企画、実施計画、実施スケジュール、効果を提案すること。

・本事業の内容、事業実施体制（フロー、スケジュール、目標及び効果等）

・仕様書 4 の項目に関する考え方・支援方策等

※特に以下の項目について明確にすること

A 地域活動協議会の自律運営に向けた支援計画及び進捗管理の具体的な手法

B SNS 等を活用した地域活動協議会の認知度向上と若い世代の担い手不足の解消の具体的な手法

C 各地域が町会加入促進に取り組むための支援

（A）現状把握・課題分析における調査項目及び方法

（B）想定される取組プランや効果検証方法

（C）大規模マンションに対する町会加入促進の具体的な手法

（ウ）職員体制について（様式 7）

（エ）業務実績調書（様式 8）

（オ）経費内訳書（様式 9）

イ 受付期間

上記（2）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和 8 年 2 月 6 日

（金）午後 5 時 30 分まで（必着）

ウ 提出方法

下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか送付による提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 提出部数

10 部（正本 1 部・副本 9 部※副本は複写可）

※副本については、事業者が特定されないよう、事業者名や事業者が特定される箇所にマスキングを行うこと。

7 選定に関する事項

（1）選定方法

ア 企画提案の審査については、「令和 8 年度地域コミュニティ活性化関連事業業務委託公募型プロポーザル選定会議」（以下「選定会議」という。）において、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者が受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

イ 選定会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うた

め、学識経験等を有する外部の者で構成し、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション審査

(ア) 実施日時

令和8年2月18日（水）

※プレゼンテーション審査の詳細は、別途提案者へ連絡する。

(イ) 実施場所

大阪市西淀川区御幣島 1-2-10

西淀川区役所 会議室

(ウ) 内容・方法等

- 上記6（3）アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- 1者あたり30分（説明10分、質疑応答20分）とし、参加者は1者あたり3名以内とする。
- 実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

（2）選定基準

審査項目	審査内容	配点
①企画内容	・本業務の目的及び業務内容を業務遂行できる程度に理解できているか	10点
	・業務計画が達成可能な内容となっているか ・業務手法が適格で、実際に実現可能な手法となっているか	30点
	・課題解決や新たな手法での事業展開が見込まれるか	20点
②実施体制 (人員配置等)	・業務の実施体制について、仕様書の要件を満たし事業の遂行が可能か	20点
③遂行能力	・業務遂行に必要な専門的知識、情報の蓄積、ノウハウがあるか	10点
④積算の妥当性	・効率的で妥当な経費により提案されているか	10点
合 計		100点

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、選定会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合

- 「①企画内容」の合計点が高い者を受注予定者とする。
- 「①企画内容」の合計点が同じ場合は、「②実施体制」の合計点が高い者を受注予定者とする。
- 「②実施体制」の合計点も同じ場合は、「③遂行能力」の合計点が高い者を受注予定者とする。
- 「③遂行能力」の合計点も同じ場合は、「④積算の妥当性」の合計点が高い者を受注予定者とする。

ウ 全委員の合計の平均評価点が60点未満若しくは一委員でも1項目あたり2割以下の点

がある場合は受注予定者として選定しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 選定会議の委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プrezentation審査を欠席すること。
- コ 提案見積書に記載の額が、上記2(3)の契約上限額を超えているもの。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、全ての参加者に対し、令和8年2月下旬に通知するとともに、西淀川区ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) 全ての企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・受注予定者選定の用以外に提案者に無断で使用しない（ただし、「大阪市情報公開条例」の規定に基づく公開を除く）。
- (5) 期限後の書類の提出、差し替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合はこの限りではない。
- (6) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、上記7(2)ウに該当する者は、受注予定者として選定しない。

9 提出先・問い合わせ先

〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島 1-2-10

大阪市西淀川区役所地域支援課

電話 : 06-6478-9734

F A X : 06-6478-5979

E-mail : tk0013@city.osaka.lg.jp

受付については、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。